

富津市子育て短期支援事業

保護者の就労や育児疲れ、疾病等により家庭でお子さんの養育が一時的に困難となった場合にお子さんをお預かりします。

事業名	利用要件	利用時間・利用期間	預かりの内容
ショートステイ事業	保護者が次の理由により家庭において児童を養育できない場合 ① 疾病 ② 育児疲れ ③ 出産・看護等 ④ 冠婚葬祭・出張等	受入時間：午前8時～午後5時 ※受入時間から24時間までの利用を1日とし、最大月7日まで利用できます。	食事の提供 身の回りの
トワイライトステイ事業	保護者が就労等の理由により平日の夜間に不在となる場合	月曜日～金曜日 午後5時～午後10時 午後10時を超える場合は、翌朝の午前8時まで延長することができます。 ※別途宿泊加算がかかります。	世話や生活支援
休日預かり事業	保護者が就労等の理由により休日に不在となる場合	土曜日・日曜日・祝日 午前8時～午後5時 午後5時を超える場合は、ショートステイ事業の利用となります。	

 対象児童：市内在住（住民登録あり）の2歳から12歳年度末（小学6年生）までの児童

 実施施設：社会福祉法人 天祐会
自立援助ホーム 希望の杜 富津市篠部2310-3 ☎0439-29-6004



利用できない場合

- ・児童が病院等に入院して治療を受ける必要がある場合
- ・体調不良の場合や感染性の疾病にかかっている場合（そのおそれがある場合も含む）
- ・施設の利用人数、施設内での感染症の発生状況等により利用できない場合があります
- ・利用開始日までに利用負担額の支払がない場合
- ・施設の管理運営上利用が不適当と認められた場合
- ・虚偽その他不正な手段により利用の決定を受けた場合



利用にあたっての注意事項

- ・施設までの送迎は保護者が行ってください。
- ・預かり中に施設が必要と判断した場合、衣服や日用品を購入したり、ケガや体調不良などにより医療機関を受診したりする場合があります。それらにかかる費用は保護者負担となります。
- ・急な発熱など体調不良が認められる場合は、利用予定期間中であってもお迎えをお願いする場合があります。



利用負担額

利用開始日までに施設へお支払いください。

利用開始日までにお支払いいただけない場合は利用できません。

	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
ショートステイ事業	0円	1日あたり1,000円	1日あたり2,750円
トワイライトステイ事業 (22時を超える場合の宿泊加算)	0円 (0円)	1回あたり 300円 (宿泊加算 300円)	1回 あたり750円 (宿泊加算750円)
休日預かり事業	0円	1日あたり 350円	1日あたり1,350円

※ひとり親世帯の場合は、市民税非課税世帯は生活保護世帯として、市民税課税世帯は市民税非課税世帯として算定します。



利用手続き

初めて利用する方は、申請前にお子さんと一緒に施設見学することができます。
ご希望の方は、こども家庭課へご連絡ください。

利用の申込み

原則、利用希望日の7日前までに
こども家庭課へ連絡し、施設の空き状況を確認してから申請してください。
申請は、右の申請フォームのほか、
こども家庭課窓口や郵送でもできます。



申請フォーム



利用承認通知書が 送付される

利用承認通知書で利用負担額を確認してください。



利用負担額を施設 へ支払う

利用開始日までに施設へお支払いください。
利用開始日までに支払のない場合は利用できません。



施設へお子さん を預ける

施設への送迎は保護者が行ってください。



施設へお子さん をお迎えに行く

やむを得ず施設で購入した衣服や日用品、医療機関を受診した場合の費用は保護者負担となります。
お迎えに来た際に施設へお支払いください。



お問い合わせ 富津市役所 こども家庭課 ☎0439-80-1256